宮古島市高齢者支援課介護給付係からのお知らせ

令和元年度

地域密着型サービス事業所集団指導

①　平成31年4月より、事業所指定及び更新において事務手数料が掛かるようになりました。

②　理由書（福祉用具貸与や通院等乗降介助など）の提出について

サービスの必要な理由をケアプランに明記してください。

アセスメントやプランへの位置づけ、会議録の内容等に必要性が不十分な場合、算定でき

ないこともありますので、介護報酬の解釈（青本）などを再確認してください。

また、福祉用具貸与では、主治医への聞き取り内容も明確にしてください。

なお、書類にて内容確認となるため、サービス利用直前ではなく、ゆとりを持って書類

提出をお願いします。

③　居宅サービス届出について

変更年月日は必ず明記してください。（請求に関連する大事な日付です）

届出の際は、届出月日以前の「居宅の利用の有無」に必ずチェックを入れて下さい。

④　請求について

国保連への請求時には、利用者の負担割合や給付制限の有無など再確認をお願いします。

国保連への請求時には、給付管理表やサービス明細書の生年月日・性別・被保険者番号等

の基本情報について再確認をお願いします。

⑤　過誤申立について

過誤申立書の様式をホームページに掲載しています。記入例や申立事由コード表もあります

のでダウンロードしてご活用ください。介護用と総合事業用があります。

また、提出の際には給付費明細書の添付も忘れないようご注意ください。

〈過誤申立の流れ〉

　　　過誤申立書を市に提出（毎月２５日提出締切）→翌月末に過誤決定通知が国保連より

事業所へ届く　→再請求があれば、翌々月以降に再請求する。

⑥　住宅改修について

　　　住宅改修の事前申請提出前に、「対象となる住宅の所有者（名義が本人か家族か）」「以前も

住宅改修をしていないか」「認定期間に余裕はあるか」の確認をお願いします。

所有者（名義人）が本人でない場合は、所有者の工事許可が必要になります。

改修費の支給は、１回ごとではなく１人で上限１８万（１割負担の場合：請求２０万の９割）

となります。

工事の完了前に認定期間が切れた時点で、以降の工事分は給付の対象外となります。

また、更新等で介護度に変更があった場合も支給の対象外となる可能性があります。

　　　上記トラブルを避けるため、事前申請は介護度が決定した後が望ましいです。

⑦　サービス提供中の事故報告について

　　　事故が発生した際は、市へ電話等での第一報をお願いします。市役所の閉庁時間中に発生

した場合には、事故概要を記載したFAX（73-1965）でも受付できます。

第一報後に、沖縄県の取扱要領に基づいて事故の詳細、今後の対応及び再発防止の内容を

まとめた事故報告書等の提出をお願いします。

（第一報のないまま、時間が経ってから報告書のみを提出する事例が多数ありました。）